

成年後見制度利用支援事業について

～ローマは一日にして成らず～

最高裁は、平成 30 年 5 月の各家裁との会議で「新たな後見報酬算定に向けた考え方(案)」を打ち出しています。

最高裁によると、各方面から指摘されている点として

- ① 後見事務の内容にかかわらず一定の報酬が一律に付与される
- ② 財産額が多額であるだけで報酬額が高額になる
- ③ 財産管理事務以外の事務は、報酬算定の際に評価しづらい

これに対して、考えられる方策として

- ①後見事務の内容を問わずに一定の報酬を付与する基本報酬という考え方は採用しない
- ②財産額が多額であっても後見事務が複雑とは限らず、財産額を基準に報酬を算出する考え方は採用しない
- ③財産管理事務以外にも、身上監護事務や後見人支援事務についても高く評価するとしています。

私たちは、最高裁の考え方に賛成です。これは改善を飛び越えて改革です。

これまで、どこをどう取っても成年後見制度は「財産管理の制度」として運用してきた裁判所が、身上監護重視へ転換したのです。パンドラの箱を開けたのです。ルビコンを渡ったのです。

この新たな後見報酬算定を巡って、既に昨秋から最高裁と「三士会ⁱ」とで、まるで談合のごとく話し合いが繰り返されていることが分かってきました。

裁判所が打出している改革案を推し進めるためには、資力の乏しい人、後見人への報酬支払いが困難な人への助成制度整備は不可欠です。三士会もこぞって主張しています。既に奈良弁護士会は反対声明ⁱⁱを出しています。反対理由の中で改革案は助成制度の整備なくしては、絵に描いた餅だと批判しています。まったくその通りです。

ですが、それがために改革に反対するのでしょうか。奈良弁護士会は、改革の中身、改革自体に反対しています。

ここは改革を進めるか、既得権益を擁護するかの違いです。報酬の負担は利用者です。利用者に、国民に、オープンな議論を求めます。

成年後見制度利用支援事業について、横浜市は平成 31 年度、1 億 3,541 万円の予算を計上しています。現在横浜市会で審議中です。

実は、私たちはこの 18 年間横浜市において、成年後見制度利用支援事業実施の予算要望からその改善まで取り組み続けています。横浜市での成年後見制度利用支援事業の変遷をまとめれば、以下ようになります。「ローマは一日にして成らず」です。

2019 年 3 月 11 日

特定非営利活動法人 よこはま成年後見つばさ 理事長 須田 幸隆

成年後見制度利用支援事業等の変遷

- 平成 12 年（2000 年） 新しい成年後見制度のスタート
横浜市社協（横浜あんしんセンター）の法人後見受任開始
- 平成 13 年（2001 年） 成年後見制度利用支援事業の創設
対象 認知症高齢者 市町村長申立に限定
市町村の任意事業
* 中区から福祉局・財政局に予算要望
- 平成 14 年（2002 年） 知的障がい者へ対象拡大
横浜市 成年後見制度利用支援事業開始
* 神奈川県社会福祉士会&横浜弁護士会連名で市町村長申立限定撤廃要望
- 平成 18 年（2006 年） 市町村長申立以外へ対象拡大（障害・高齢分野）
精神障がい者へ対象拡大
- 国の通知 「市町村長申立で低所得の高齢者に係る成年後見制度の申立に要する経費や成年後見人等の報酬の助成等を行う」「これは、あくまでも例示であり、地域の実情に応じ、創意工夫を生かした多様な事業形態が可能である」
- 平成 20 年（2008 年） 市町村長申立以外へ対象拡大
* 横浜市宛 成年後見制度利用支援事業適用範囲拡大等要望
- 平成 21 年（2009 年） 横浜市 成年後見制度利用支援事業の対象拡大
- 平成 22 年（2010 年） 横浜市社協（横浜あんしんセンター）法人後見受任対象拡大
緑区民会議、市民後見人養成要望
* 緑区民会議、成年後見制度利用支援事業弾力的運用ⁱⁱⁱ要望
市民後見人養成の総理指示
- 平成 23 年（2011 年） 横浜市 市民後見人の養成検討開始
市民後見人養成のための老人福祉法（32 条）改正
- 平成 23 年（2011 年） NPO 法人 よこはま成年後見 つばさ発足
- 平成 24 年（2012 年） NPO 法人 よこはま成年後見 つばさ法人として受任（法人後見）
成年後見制度に関わる生活保護法改正意見提出
成年後見制度利用支援事業必須化
老人福祉法（32 条改正）施行
* 瀬谷区で成年後見制度利用支援事業弾力的運用の実現
市民後見人の養成開始（モデル三区 西区 緑区 青葉区）
* 横浜市成年後見制度利用支援事業疑義照会
（申立・費用負担と区長申立の関係質問）
新たな生活困窮者支援体系の構築
（地域生活支援計画策定プロジェクト）
- 平成 25 年（2013 年） 知的障害者福祉法（28 条改正）施行
成年後見制度法人後見支援事業必須化
* 成年後見監督人への助成実現

平成 26 年 (2014 年)	第 2 次成年後見制度利用支援事業弾力的運用を目指す
平成 27 年 (2015 年)	川崎市成年後見制度利用支援事業要綱改悪
平成 27 年 (2015 年)	*入院事例について複数世帯として助成実現
平成 27 年 (2015 年)	*鶴見区で所得要件超過、預貯金 60 万円事例の助成申請不支給決定
平成 27 年 (2015 年)	鶴見区長・南区長宛、意見・要望・提言書提出
平成 28 年 (2016 年)	南区でホームレスの区長申立拒否 (理由: 保佐相当、本人申立可) つばさ基金 ^{iv} で申立費用捻出、本人申立、審判 (鑑定: 後見) 家事事件手続法第 22 条但し書きの手続代理人申立は失敗
平成 28 年 (2016 年)	南区長宛要望書提出
平成 28 年 (2016 年)	鶴見区で成年後見制度利用支援事業弾力的運用の実現
平成 28 年 (2016 年)	神奈川区で成年後見制度利用支援事業弾力的運用の実現
平成 29 年 (2017 年)	鶴見区で成年後見制度利用支援事業弾力的運用の実現
平成 29 年 (2017 年)	神奈川区で成年後見制度利用支援事業弾力的運用の実現
平成 29 年 (2017 年)	内閣府成年後見制度利用促進基本計画パブコメで意見提出 ^v
平成 30 年 (2017 年)	横浜市成年後見制度利用促進基本計画パブコメで意見提出 ^{vi}
平成 30 年 (2018 年)	鶴見区で成年後見制度利用支援事業弾力的運用の実現
平成 30 年 (2018 年)	神奈川区で成年後見制度利用支援事業弾力的運用の実現

横浜市成年後見制度利用支援事業要綱の弾力的運用について

後見人等の報酬支払への助成について、横浜市の要綱では、一人世帯の場合、所得要件が年間 150 万円未満、資産要件が 350 万円未満との定めがあります。一般的には、この要件を超える場合には、助成の対象ではありません。ところが、中にはこの要件を超えても、真に助成が必要な生活実態もあります。この場合には、機械的に要件を当てはめるのではなく、慎重に要否判定を行なって要綱の弾力的運用を行ってほしいと要望してきました。

実は、この要望を行い横浜市から「一律の基準の適用だけに止まらない対応を行う」との回答 (別紙) を引き出すために、私は、区民会議の委員に就任し 2 年間活動を行ったのです。今から 9 年も前のことです。この弾力的運用が今、法人後見実施の中で効果を発揮しています。しかし、恩恵の域を出ない単なる助成制度のままで良いのか。本来、権利としての給付 (介護保険法、生活保護法等) でなければならぬのではと議論しています。

ⁱ 三士会とは、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会

ⁱⁱ 最高裁の「新たな後見報酬算定に向けた考え方 (案)」についての意見

<http://www.naben.or.jp/news/ikensho/5495/>

ⁱⁱⁱ 一律の基準の適用だけに止まらない対応を行う

^{iv} NPO 法人 よこはま成年後見 つばさ内に寄付で設置

^v 成年後見制度利用促進基本計画パブコメ

<http://www.ne.jp/asahi/hama/tubasa/publiccomment2017.pdf>

^{vi} 横浜市成年後見制度利用促進基本計画パブコメ

<http://www.ne.jp/asahi/hama/tubasa/publiccomment201805.pdf>